

令和5年度多電力使用事業者支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、電力量料金の上昇の影響を強く受けている市内の中小企業者等の事業の継続を支援することにより、市内の生産活動を維持するため、当該事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付対象者

補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、令和5年1月から同年6月までの間において、法人登記簿の本店所在地が焼津市内にあった者（個人事業主にあつては、本市の住民基本台帳に記録されていた者）に限る。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する協同組合

第3 補助金の交付要件、補助対象経費及び補助額

補助金の交付要件、補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

第4 不交付要件

第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 第5に規定する交付申請を提出した日において、事業を廃止し、又は休止している者
- (2) 事業者（事業者が法人である場合にあつてはその役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員であるもの
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないと思つた者

第5 補助金の交付申請

(1) 提出書類

- ア 交付申請書兼請求書（第1号様式）
- イ 令和5年1月から同年6月までの電力使用量が確認できる書類
- ウ 法人の登記事項証明書又は開業届等の写し
- エ その他市長が必要であると認める書類

(2) 提出期限 令和5年9月29日

(3) 提出方法 持参又は郵送

第6 交付の決定及び確定

市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定及び額の確定をし、交付決定兼確定通知書（第2号様式）により行うものとする。

第7 補助金の交付

市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し口座振込払の方法により交付する。

第8 補助金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により補助を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

別表

<p>交付要件</p>	<p>令和5年1月から同年6月までの期間において、事業を行うために市内の事業所で使用した電気に係る電力使用量の合計が、500,000kWh以上であること又は電力使用量が100,000kWh以上の月があること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>事業を遂行するために支払った令和5年1月から同年6月までの分の電気料金</p>
<p>補助額（第2(1)に定める者）</p>	<p>補助対象経費に係る電気使用量（kWh）の合計に3円68銭を乗じた額に、さらに0.5を乗じた額以内（1,000円未満の端数切捨て）とし、50万円を上限とする。</p>
<p>補助額（第2(2)に定める協同組合）</p>	<p>補助対象経費に係る電気使用量（kWh）の合計に3円68銭を乗じた額に、さらに0.5を乗じた額以内（1,000円未満の端数切捨て）とし、200万円を上限とする。</p>